



平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 西川ゴム工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 西川 正洋
(コード番号 5161 東証二部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 福岡 美朝
(TEL : 082-237-9371)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 12 日開催の取締役会において、以下のとおり単元株式数を変更及び定款の一部を変更することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する。

(2) 変更の理由

当社は、投資家の皆様の株式市場への参加を促し、また当社事業を更に広く・深くご理解いただくために、投資単位の引下げが有効な施策のひとつとして考えております。そのため、現在の投資金額を勘案し、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上および投資家層の更なる拡大を図ると同時に、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数を見直し、株式単位の引下げを行うことといたしました。

(3) 変更予定日

平成 23 年 6 月 28 日

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>附則</p> <p><u>(単元株式数に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>第8条の変更は、平成23年6月28日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のおりとする。</u></p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p><u>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p><u>なお、本条は、第8条の効力発生後、これを削除するものとする。</u></p>

(ご参考) 平成23年6月28日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

以 上